【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【事業年度】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当JーAdviserの名称】 【担当JーAdviserの代表者の役職氏名】 【担当JーAdviserの本店の所在の場所】 【担当JーAdviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正発行者情報

2024年6月14日

第 19 期 中 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)

株式会社エージェント (Agent Inc.)

代表取締役 四宮 浩二

東京都渋谷区道玄坂 2-25-12 道玄坂通 5F

03-3780-3911

経営管理部 執行役員 山下 雄也

株式会社日本M & Aセンター 代表取締役社長 竹内 直樹 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 https://www.nihon-ma.co.jp/ir/

03-5220-5454

東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社エージェント

https://agent-network.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、JーAdviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJーAdviserを選任する必要があります。JーAdviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1. 訂正発行者情報の提出理由

当社において、社員による不適切な取引の疑いおよび不正行為の疑いを認識したことを受け、2023 年 9 月 28 日、外部専門家による第三者委員会を設置して事実関係の調査等を進めてまいりました。第三者調査委員会の調査結果を経て、当社は 2023 年 12 月 26 日に調査報告書を受領し、売上の架空計上並びに経費の横領が行われていた事実が判明いたしました。

このため、当社が 2022 年 10 月 31 日に提出いたしました第 19 期 中間期(自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)に係る発行者情報の一部を訂正する必要が生じましたので、訂正発行者情報を提出するものであります。

なお、訂正後の中間連結財務諸表については、有限責任大有監査法人による監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2. 訂正事項

第一部【企業情報】

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標の推移】

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

2【生産、受注及び販売の状況】

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第6【経理の状況】

1【中間連結財務諸表等】

3. 訂正箇所

訂正箇所は__を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから、上記の訂正事項については、訂正後のみを 記載しております。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

X2-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11						
回次		第 17 期中	第 18 期中	第 19 期中	第 17 期	第 18 期
会計期間		自 2020 年 2月1日 至 2020 年 7月 31 日	自 2021 年 2月1日 至 2021 年 7月 31 日	自 2022 年 2月1日 至 2022 年 7月 31 日	自 2020 年 2月1日 至 2021 年 1月 31 日	自 2021 年 2月1日 至 2022 年 1月 31 日
売上高	(千円)	_	2,038,163	2,573,578	_	4,957,762
経常利益	(千円)	_	75,253	67,674	_	219,797
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(千円)	_	44,320	<u>31,435</u>	_	143,696
中間包括利益又は包括利益	(千円)	_	<u>44,320</u>	<u>31,435</u>	-	<u>143,696</u>
純資産額	(千円)	_	<u>167,590</u>	<u>246,151</u>	-	<u>266,965</u>
総資産額	(千円)	_	<u>1,653,268</u>	<u>2,228,262</u>	_	<u>1,914,532</u>
1 株当たり純資産額	(円)	_	<u>33.52</u>	<u>49.23</u>	_	<u>53.39</u>
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	(-)	10.45 (—)
1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	-	<u>8.86</u>	6.29	_	28.74
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	1	-	_	_	_
自己資本比率	(%)	_	<u>10.1</u>	<u>11.1</u>	_	<u>13.9</u>
自己資本利益率	(%)	_	<u>26.4</u>	12.3	_	53.8
株価収益率	(倍)	_	<u>73.3</u>	<u>77.1</u>	_	<u>22.6</u>
配当性向	(%)	_	_	_	_	<u>36.4</u>
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1	152,431	106,546	_	409,173
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	△19,894	5,106	_	△109,954
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	4,903	63,644	_	28,400
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)		1,046,076	1,411,552	_	1,236,256
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人)	[-]	233 〔156.2〕	204 〔240.8〕	_ [-]	204 〔207.7〕

- (注) 1. 第 17 期は、連結財務諸表を作成しておりませんので、主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第19期中間連結会計期間の期 首から適用しており、第19期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
 - 3. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
 - 4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を[]外数で記載しております。
 - 6. 第 18 期(2021 年2月1日から 2022 年1月 31 日まで)の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の監査を受けております。
 - 7. 第 18 期中間連結会計期間(2021 年2月1日から 2021 年7月 31 日まで)及び第 19 期中間連結会計期間(2022 年2月1日 から 2022 年7月 31 日まで)の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人の中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)連結会社の状況

2022 年7月 31 日現在

事業領域別	従業員数 (名)
プロダクション事業領域	166
キャリア事業領域	10
パートナー事業領域	8
その他	20
合計	204(240.8)

- (注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
 - 2. 当社グループは、単一セグメントであるため、事業領域別の従業員数を記載しております。

(2)発行者の状況

2022 年7月 31 日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
(名)	(歳)	(年)	(千円)
204(240.8)	30.7	3.2	4,251

- (注)1. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社の事業は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、感染症対策の進展から、経済社会活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが期待されるものの、地政学リスクの高まりによる経済活動の抑制の影響も懸念され、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクの可能性もあることから、個人消費や企業の設備投資に及ぼす影響は今後も長期化することが懸念されています。

当社グループが属する人材サービス業界におきましては、2022 年6月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.27 倍、完全失業率(季節調整値)は 2.6%となり、経済社会活動の正常化に伴い人材需要は徐々に回復傾向にて推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは社会の「困った」を解決するというミッションに基づき、デジタル化や、キャリア形成、働き方改革、産業創出といった社会課題に向き合うソーシャルベンチャーとして、提供価値を拡大することを通じ持続可能な社会の実現に注力して参りました。主力となるプロダクション事業領域では、自治体や教育機関に向けた ICT 支援サービスが好調に推移したことに加え、一般消費者のデジタルシフトや、中小企業の DX 支援を行う新規プロジェクトの受注が増加いたしました。またキャリア事業領域では未経験 IT 人材に加え高度 IT 人材の転職支援実績も好調に推移いたしました。パートナー事業領域においては在宅ワーカーを活用したリモートセールスサービスでサービス拡充などを行い受注数が増加いたしました。

その結果、当中間連結会計期間の売上高は <u>2,573,578</u> 千円(前年同期は、<u>2,038,163</u> 千円)、営業利益は <u>65,605</u> 千円(前年同期比 <u>9.4%減</u>)となり、経常利益は <u>67,674</u> 千円(前年同期比 <u>10.1%減</u>)、親会社株主に帰属する中間純利益は <u>31,435</u> 千円(前年同期比 <u>29.1%減</u>)となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の期末残高は、前連結会計年度末に比べ 175,296 千円増加し、1,411,552 千円となりました。

また、当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、106,546 千円の収入(前年同期は、152,431 千円の収入)となりました。これは、主に税金等調整前中間純利益 67,674 千円を計上したことに加え、契約負債の増加 110,672 千円、仕入債務の増加 137,201 千円による資金の増加、売掛債権の増加 176,654 千円による資金の減少等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、5,106 千円の収入(前年同期は、19,894 千円の支出)となりました。これは、主に短期貸付金の回収による収入 35,000 千円、無形固定資産の取得による支出 23,298 千円、敷金及び保証金の差入による支出 5,061 千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、63,644 千円の収入(前年同期は、4,903 千円の収入)となりました。これは、主に長期借入れによる収入 200,000 千円、長期借入金の返済による支出 54,436 千円、配当金の支払による支出 52,250 千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績及び受注実績

当社は一部において受注生産を行っておりますが、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2)販売実績

当社グループの当中間連結会計期間における販売実績を事業領域別に示すと、以下のとおりであります。

名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
プロダクション事業	<u>2,405,520</u>	<u>28.6</u>
キャリア事業	11,857	<u>△39.4</u>
パートナー事業	69,624	△ 15.6
その他	86,575	32.2
合計	<u>2,573,578</u>	<u>26.3</u>

(注)当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
相子儿	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
グーグル合同会社	289,390	14.2	452,003	<u>17.6</u>
株式会社 DNP エスピーイノベーション	-	I	323,778	<u>12.6</u>

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または 2022 年4月 28 日に公表の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 JーAdviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「JーAdviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が JーAdviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との JーAdviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、JーAdviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも JーAdviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 JーAdviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出する こと
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで JーAdviser 契約を解除することができるものと 定められております。

1 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくならることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a)次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所 の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建 計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b)規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- 2 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

3 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態に

なったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を 行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨 又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散 について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡 又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該 事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- 4 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

5 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYOPRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

6 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

7 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

8 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に 提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

9 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

10 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

11 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

12 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

13 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

14 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

15 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割 り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に 特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすること ができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主 総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受け る権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- 16 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

17 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

18 その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方 は、相当の期間 (特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその 違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれ かの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日(2022年10月31日)現在において当社グループが判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 315,090 千円増加し、1,986,679 千円となりました。これは主に売掛金が 176,654 千円、現金及び預金が 175,296 千円増加した一方、短期貸付金が 35,000 千円減少したこと等によるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 1,360 千円減少し、241,582 千円となりました。これは主にソフトウェアが 53,772 千円、敷金及び保証金が 4,139 千円増加した一方、ソフトウェア仮勘定が 46,096 千円、繰延税金資産が 10,779 千円減少したこと等によるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 233,312 千円増加し、1,364,190 千円となりました。これは主に買掛金が 137,201 千円、1年内返済予定の長期借入金が 45,500 千円、契約負債(前連結会計年度は前受金)が 110,672 千円増加した一方、短期借入金が 30,837 千円減少したこと等によるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、前連結会計年度末に比べ 101,231 千円増加し、617,920 千円となりました。これは主に、長期借入金が 101,734 千円増加したこと等によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、前連結会計年度末に比べ 20,814 千円減少し、246,151 千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益の計上により繰越利益剰余金が 31,435 円増加した一方、配当金の支払により繰越利益剰余金が 52,250 千円減少したことによるものです。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4)キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・無 額面の別 及び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間連結会計期間末 現在発行数(株) (2022 年7月 31 日)	公表日現在 発行数(株) (2022 年 10 月 31 日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元 株式数 100 株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	_	_

- (2)【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3)【MSCB等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022 年2月1日~ 2022 年7月 31 日	_	5,000,000		50,000	-	-

(6)【大株主の状況】

2022年7月31日現在

	1		2022年 / 月31 日現任
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社エージェントホールディングス (注)	東京都目黒区大橋一丁目5 番1号	4,999,900	100.00
サンクスラボ株式会社	沖縄県那覇市久米二丁目3番14号	100	0.00
計	_	5,000,000	100.00

⁽注)特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022 年7月 31 日現在

r			1 ,)] 0 , 11 , 20 12
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		_	I
議決権制限株式(自己株式等)		_	ı
議決権制限株式(その他)		_	ı
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	l
単元未満株式	_	_	-
発行済株式総数	5,000,000	_	ı
総株主の議決権	_	50,000	_

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	2022 年2月	2022 年3月	2022 年4月	2022 年5月	2022 年6月	2022 年7月
最高(円)	_	_	_	_	-	_
最低(円)	_	_	_	_	_	_

⁽注) 1. 2022 年2月から 2022 年7月までにおいては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前事業年度に係る発行者情報の提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

- 1. 中間連結財務諸表の作成方法について
- (1)当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999 年大蔵省令第 24 号)に 基づいて作成しております。
- (2)当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2022 年2月1日から 2022 年7月 31 日まで)の中間連結財務諸表について、有限責任大有監査法人により中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

資産の部 流動資産 現金及び預金 売掛金	前連結会計年度 (2022 年1月 31 日) 1,236,256 <u>366,227</u>	当中間連結会計期間 (2022 年7月 31 日)
流動資産 現金及び預金		
現金及び預金		
売掛金	366,227	1,411,552
		<u>542,881</u>
仕掛品	2,136	_
短期貸付金	35,000	-
その他	<u>41,154</u>	<u>46,705</u>
貸倒引当金	<u>△ 9,184</u>	<u> </u>
流動資産合計	<u>1,671,589</u>	<u>1,986,679</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	47,019	47,019
その他	16,406	17,938
減価償却累計額	△ 22,594	△ 25,823
有形固定資産合計	40,830	39,133
無形固定資産		
ソフトウェア	47,019	100,792
ソフトウェア仮勘定	64,153	18,056
無形固定資産合計	111,173	118,848
投資その他の資産		
投資有価証券	6,074	6,074
敷金及び保証金	68,320	72,459
繰延税金資産	<u>13,494</u>	<u>2,715</u>
その他	8,980	8,092
貸倒引当金	△5,930	△ 5,740
 投資その他の資産合計	90,939	83,600
固定資産合計	<u>242,943</u>	<u>241,582</u>
資産合計	<u>1,914,532</u>	2,228,262

		(十四:11]/
	前連結会計年度 (2022 年1月 31 日)	当中間連結会計期間 (2022 年7月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	252,393	389,594
短期借入金	39,167	8,330
1 年内返済予定の長期借入金	102,192	147,692
未払費用	133,995	160,539
未払法人税等	<u>80,513</u>	<u>3,646</u>
未払消費税等	<u>86,277</u>	<u>27,836</u>
前受金	377,708	-
契約負債	_	488,380
役員賞与引当金	10,316	_
解約調整引当金	3,943	_
その他	44,371	<u>138,171</u>
流動負債合計	1,130,878	1,364,190
固定負債		
長期借入金	514,502	616,236
その他	2,186	1,684
固定負債合計	516,688	617,920
負債合計	1,647,567	<u>1,982,110</u>
- 純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金	216,965	<u>196,151</u>
株主資本合計	266,965	<u>246,151</u>
純資産合計	266,965	<u>246,151</u>
負債純資産合計	<u>1,914,532</u>	2,228,262

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年2月1日 至 2021 年7月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)
売上高	<u>2,038,163</u>	<u>2,573,578</u>
売上原価	1,420,485	<u>1,816,006</u>
売上総利益	617,678	<u>757,571</u>
販売費及び一般管理費	<u> </u>	<u> %691,966</u>
営業利益	72,409	<u>65,605</u>
営業外収益		
受取利息	3	74
助成金収入	5,506	4,358
その他	627	<u>2,740</u>
営業外収益合計	6,137	<u>7,173</u>
営業外費用		
支払利息	2,235	2,109
長期前払費用償却	569	735
為替差損	227	660
損害賠償金	-	1,500
その他	261	98
営業外費用合計	3,294	5,104
経常利益	<u>75,253</u>	67,674
税金等調整前中間純利益	<u>75,253</u>	67,674
法人税、住民税及び事業税	32,543	25,459
法人税等調整額	Δ <u>1,610</u>	<u>10,779</u>
法人税等合計	30,932	36,239
中間純利益	44,320	<u>31,435</u>
親会社株主に帰属する中間純利益	44,320	31,435

		(十四:111/
	前中間連結会計期間 (自 2021 年2月1日 至 2021 年7月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)
中間純利益	44,320	31,435
中間包括利益	44,320	<u>31,435</u>
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	44,320	<u>31,435</u>
非支配株主に係る中間包括利益	-	_

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2021 年2月1日 至 2021 年7月 31 日) (単位:千円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	50,000	74,869	124,869	124,869
当中間期変動額				
剰余金の配当		Δ 1,600	Δ 1,600	Δ 1,600
親会社株主に帰属する 中間純利益		44,320	44,320	44,320
当中間期変動額合計		42,720	42,720	42,720
当中間期末残高	50,000	<u>117,590</u>	167,590	<u>167,590</u>

当中間連結会計期間(自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日) (単位:千円)

	資本金	利益剰余金	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	50,000	216,965	266,965	266,965
当中間期変動額				
剰余金の配当		△ 52,250	△ 52,250	△ 52,250
親会社株主に帰属する 中間純利益		31,435	31,435	31,435
当中間期変動額合計	_	<u>△20,814</u>	△20,814	△20,814
当中間期末残高	50,000	<u>196,151</u>	<u>246,151</u>	<u>246,151</u>

(単位:千円)

	前中間連結会計期間 (自 2021 年2月1日 至 2021 年7月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	<u>75,253</u>	67,674
減価償却費	8,536	16,749
貸倒引当金の増減額(△は減少)	<u>8,324</u>	5,086
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	5,158	△ 10,316
解約調整引当金の増減額(△は減少)	<u>1,995</u>	_
受取利息	Δ3	△ 74
支払利息	2,235	2,109
売上債権の増減額(△は増加)	<u>3,112</u>	△ <u>176,654</u>
棚卸資産の増減額(△は増加)	△ 28,357	2,136
仕入債務の増減額(△は減少)	71,624	137,201
未払費用の増減額(△は減少)	24,411	28,496
未払消費税等の増減額(△は減少)	△ <u>78,040</u>	△ <u>58,440</u>
前受金の増減額(△は減少)	48,899	_
契約負債の増減額(△は減少)	_	110,672
その他	<u>15,422</u>	<u>86,150</u>
小計	158,572	210,790
利息の受取額	3	74
利息の支払額	△ 2,097	△ 1,991
法人税等の支払額	△ 4,047	△ 102,326
営業活動によるキャッシュ・フロー	152,431	106,546
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	_	△ 1,531
無形固定資産の取得による支出	△ 22.459	△ 23,298
短期貸付金の回収による収入	· —	35,000
敷金及び保証金の差入による支出	△ 3,367	△ 5,061
敷金及び保証金の回収による収入	5,969	35
その他	△ 36	△ 36
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,894	5,106
財務活動によるキャッシュ・フロー		·
短期借入金の純増減額(△は減少)	_	△ 29,167
長期借入れによる収入	100,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△ 92,994	△ 54.436
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 502	△ 502
配当金の支払額	△ 1,600	△ 52,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,903	63,644
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	137,439	175,296
現金及び現金同等物の期首残高	908,636	
		1,236,256
現金及び現金同等物の中間期末残高	<u> </u>	※ 1,411,552

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1)連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

anyenv 株式会社

(2) 非連結子会社の名称

AGTECHPRO Pvt Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

b その他有価証券

市場価格のない株式等は、移動平均法による原価法によっております。

- (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~22年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については 個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点(収益を認識する通常の時点)を含む収益を理解するための基礎となる情報は以下のとおりであります。

①プロダクション事業領域

プロダクション事業領域では、企業、地方公共団体、個人向けに、ICT 化推進をサポートするプロジェクト実行支援、ICT 人材の派遣、デジタルトレーニング、IOT 機器やツールの提案・運用保守等のサービスを提供しております。

こららのサービス提供については、当社グループが顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられることから、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、サービス提供のうち、当社グループの役割が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております

②キャリア事業領域

キャリア事業領域では、個人向けに、就業・副業を支援する口コミ・情報メディアの運営、日本人エンジニアや外国人エンジニアの転職支援、新入社員のオンボーディング支援等のサービスを提供しております。

これらのサービス提供については、当社グループが顧客との契約における義務を履行した時点で、顧客が便益を享受すると考えられることから、顧客へのサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供が人材紹介に該当するものについては、求職者が求人企業に入社した時点で収益を認識しておりますが、顧客から受け取った又は受け取る対価のうち、将来返金されると見込まれる収益の額として、売上高に返金実績率を乗じた額を、返金負債に計上しております。

(5)中間連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の中間財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産及び負債の本邦通過への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当中間連結会計期間より顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。また、人材紹介手数料のうち将来返金されると見込まれる収益の金額について、従来は解約調整引当金として表示しておりましたが、返金負債を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、期首残高に与える影響はありません。

この結果、当中間連結会計期間の売上高及び売上原価が 267,989 千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結財務諸表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当中間連結会計期間より「契約負債」に、「解約調整引当金」は、返金負債として「流動負債」の「その他」に含めてそれぞれ表示しております。また、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「前受金の増減額(△は減少)」は、当中間連結会計期間より「契約負債の増減額(△は減少)」として表示しております。

なお、収益認識会計基準第 89-2 項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間に係る比較情報について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第 89-3 項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時間算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年7月4日)第 7-4 項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 488 千円は、「為替差損」227 千円、「その他」261 千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響で不透明な状況が続いておりますが、プロダクション事業領域において大型のプロモーション案件や公共案件の受注が順調に進捗しており、今後も引き続き好調に推移することが見込まれます。キャリア・パートナー事業領域においても、現時点では新型コロナウイルスの影響は軽微であり、売上の拡大を見込んでおります。これらの状況を踏まえて、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに反映しております。ただし、今後の状況の変化や経済への影響によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	V 1 55 + 61 A 51 H5 55	15 1 DD + 61 A = 1 HB DD
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2021年2月1日	(自 2022年2月1日
	至 2021年7月31日)	至 2022 年7月 31 日)
役員報酬	26,300 千円	22,200 千円
給料手当	288,017 千円	384,920 千円
法定福利費	48,275 千円	60,421 千円
厚生費	3,872 千円	<u>4,657</u> 千円
減価償却費	8,536 千円	16,749 千円
旅費交通費	14,783 千円	<u>19,826</u> 千円
地代家賃	45,766 千円	46,241 千円
貸倒引当金繰入額	<u>8,659</u> 千円	<u>5,276</u> 千円
役員賞与引当金繰入額	5,158 千円	_

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2021 年2月1日 至 2021 年7月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前中間連結会計年度期首	増加	減少	前中間連結会計期間末
普通株式(数)	5,000,000	ı	l	5,000,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021 年4月 28 日 定時株主総会	普通株式	1,600	0.32	2021年1月31日	2021 年4月 30 日

(2)基準日が前中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が前中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当中間連結会計年度期首	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(株)	5,000,000	1	ı	5,000,000

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年4月 28 日 定時株主総会	普通株式	52,250	10.45	2022年1月31日	2022 年4月 28 日

(2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、以下のとおりであります。

• •		
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2021 年 2 月 1 日	(自 2022 年 2 月 1 日
	至 2021 年7月 31 日)	至 2022 年7月 31 日)
現金及び預金勘定	1,046,076 千円	1,411,552 千円
現金及び現金同等物	1,046,076 千円	1,411,552 千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2022 年1月 31 日)	当中間連結会計期間 (2022 年7月 31 日)
1 年内	9,283	13,139
1 年超	10,386	22,980
合計	19,669	36,119

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。

前連結会計年度(2022年1月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	68,320	63,714	△4,605
資産計	68,320	63,714	△4,605
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	616,694	616,412	△281
負債計	616,694	616,412	△281

^{※1「}現金及び預金」、「売掛金」、「短期貸付金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済される ため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (千円)
非上場株式	2,299
子会社株式	3,775

当中間連結会計期間(2022年7月31日)

	中間連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	72,459	66,013	△6,446
資産計	72,459	66,013	△6,446
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	763,928	764,996	1,068
負債計	763,928	764,996	1,068

^{※1「}現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳 簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、上表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計期間 (千円)
非上場株式	2,299
子会社株式	3,775

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、 時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(2022年7月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間(2022年7月31日)

EZA	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	_	66,013	_	66,013
資産計	_	66,013	_	66,013
長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)	_	764,996	_	764,996
負債計	_	764,996	_	764,996

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、国債等の利回りで割り引いた割引現在価値 法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「中間連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額 (資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2022年1月31日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,299 千円)及び子会社株式(連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間連結会計期間(2022年7月31日)

非上場株式(中間連結貸借対照表計上額 2,299 千円)及び子会社株式(中間連結貸借対照表計上額 3,775 千円)については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2021 年 2.月1日 至 2022 年 1月 31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識 しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当中間連結会計期間(自 2022 年 2.月1日 至 2022 年 7月 31 日)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	单位:十几/
	当中間連結会計期間
	(自 2022年2月1日
	至 2022 年7月 31 日)
プロダクション事業領域	<u>2,405,520</u>
キャリア事業領域	11,857
パートナー事業領域	69,624
その他	86,575
顧客との契約から生じる収益	<u>2,573,578</u>
その他の収益	_
外部顧客への売上高	<u>2,573,578</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約負債の残高等

	当中間連結会計期間 (自 2022 年2月1日 至 2022 年7月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	366,227
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	<u>542,881</u>
契約負債(期首残高)	377,708
契約負債(期末残高)	488,380

契約負債は、主にプロダクション事業領域における大口顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予測される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予測される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、「総合人材サービス事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当中間連結会計期間より、報告セグメントを従来の「総合人材サービス事業」と「ソフトウェアの受託・開発事業」の2区分から、「総合人材サービス事業」の単一セグメントに変更しております。

この変更は、連結子会社である anyenv 株式会社が営む「ソフトウェアの受託・開発事業」について、当社グループの事業展開、経営資源の配分、経営管理体制等の実態を踏まえ、「総合人材サービス事業」における「スタートアップ事業領域」と位置付け、「総合人材サービス事業」の単一セグメントとすることが適切であると判断したことによるものです。

この変更により、当社グループは単一セグメントとなったことから、前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間のセグメント 情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2021 年2月 1 日 至 2021 年7月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
大日本印刷株式会社	329,174	総合人材サービス事業
グーグル合同会社	289,390	総合人材サービス事業
株式会社博報堂	259,987	総合人材サービス事業

当中間連結会計期間(自 2022 年2月1日 至 2022 年7月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	452,003	総合人材サービス事業
株式会社 DNP エスピーイノベーション	323,778	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(自 2021 年2月1日	(自 2022 年2月1日
	至 2022 年1月 31 日)	至 2022 年7月 31 日)
1株当たり純資産額	<u>53</u> 円 <u>59</u> 銭	<u>49</u> 円 <u>23</u> 銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	- の全域は、以下のとのうとのうよう。	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 2021 年2月1日	(自 2022 年2月1日
	至 2021 年7月 31 日)	至 2022 年7月 31 日)
1株当たり中間純利益	<u>8</u> 円 <u>86</u> 銭	<u>6</u> 円 <u>29</u> 銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する	44,320	31,435
中間純利益(千円)	44,320	<u>51,455</u>
普通株主に帰属しない	_	_
金額(千円)		_
普通株式に係る親会社株主に帰	44 220	21 425
属する中間純利益(千円)	44,320	<u>31,435</u>
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000	5,000,000

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2022 年8月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことについて決議し、2022 年 8月 31 日に借入を実行いたしました。

1. 資金借入の理由

今般の新型コロナウイルスの感染拡大による影響やマクロ環境の変化を鑑み、手元資金を厚くし経営の安定性を高めることを目的に行っております。

2. 借入の内容

借入先	株式会社横浜銀行
借入金額	100,000 千円
借入金利	市場金利等を勘案し決定しております。
借入実行日	2022 年8月 31 日
返済期間	5年
担保の有無	無担保

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年6月14日

株式会社エージェント 取締役会 御中

有限責任大有監査法人 東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鴨田 真一郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 服部 悦久

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2022年2月1日から2022年7月31日まで)に係る訂正後の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェント及び連結子会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2022年2月1日から2022年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査におけ る監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任 を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

その他の事項

発行者情報の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、中間連結財務諸表を 訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の中間連結財務諸表に対して2022年10月31日に中 間監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の中間連結財務諸表に対して本中間 監査報告書を提出する。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は 誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査 の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及 び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評 価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択 及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、 また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又 は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関す る重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記 事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が 適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められ

ている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将 来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる 中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含め た中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会 計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する 指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程 で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守 したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を 除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上